

(知的障害者福祉法施行規則の一部改正)

第五條 知的障害者福祉法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。
第一條から第三十八條までを削る。
第三十九條中「法」を「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)」に改め、同條を第一條とする。
第四十條を第二條とし、同條の次に次の一條を加える。

(権限の委任)

第三條 法第三十一條第一項の規定により、法第十四條第四号に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

2 法第三十一條第二項の規定により、前項に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

第四十五條から第四十四條までを削る。
第四十六條及び第四十七條を削る。
別表第一号から別表第五号までを削る。

附則

(施行期日)
第一條 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(様式の経過措置)

第二條 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

第三條 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下この条において「法」という。附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、法附則第四十八條の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を利用して、障害者自立支援法施行規則第七條第一項の申請を行う場合には、当該精神障害者社会復帰施設の利用の状況を申請書に記載するものとする。

○厚生労働省令第六十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

(精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準等の廃止)

- 第一條 次に掲げる省令は、廃止する。
一 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)
二 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号)
三 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号)
四 身体障害者程度区分に関する省令(平成十四年厚生労働省令第九十九号)
五 知的障害者程度区分に関する省令(平成十四年厚生労働省令第九十九号)
六 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十二号)
七 支援費の請求に関する省令(平成十五年厚生労働省令第四十三号)
(支援費の請求に関する省令の廃止に伴う経過措置)
第二條 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた支援費の請求に関する省令第一條第一項に規定する支援費及び同條第二項に規定する特定入所者食費等給付費の請求については、なお従前の例による。

(健康保険法施行規則の一部改正)

第三條 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
第九十八條第一号中「第二十一條の九第二項」を「第二十條第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四條の二十第一項(同法第六十三條の三の二第三項において適用する場合を含む。))の障害児施設医療費の支給」を加え、同條第三号中「自立支援医療費」の下に「同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基礎該当療養介護医療費」を加える。

第九十九條第一号中「第二十一條の九第二項」を「第二十條第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四條の二十第一項(同法第六十三條の三の二第三項において適用する場合を含む。))の障害児施設医療費の支給」を加え、同條第二号中「自立支援医療費」の下に「同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基礎該当療養介護医療費」を加える。

第一百零一條第一号中「第二十一條の九第二項」を「第二十條第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四條の二十第一項(同法第六十三條の三の二第三項において適用する場合を含む。))の障害児施設医療費の支給」を加え、同條第二号中「自立支援医療費」の下に「同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基礎該当療養介護医療費」を加える。

第七十一條第一項の基礎該当療養介護医療費」を加える。

(船員保険法施行規則の一部改正)

第四條 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
第四十七條第一号中「第二十一條の九第二項」を「第二十條第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四條の二十第一項(同法第六十三條の三の二第三項に於て適用する場合を含む。))の障害児施設医療費の支給」を加え、同條第三号中「自立支援医療費」の下に「同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基礎該当療養介護医療費」を加える。

第四十七條第二号中「第二十一條の九第二項」を「第二十條第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四條の二十第一項(同法第六十三條の三の二第三項に於て適用する場合を含む。))の障害児施設医療費の支給」を加え、同條第二号中「自立支援医療費」の下に「同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基礎該当療養介護医療費」を加える。

第四十七條第三号中「第二十一條の九第二項」を「第二十條第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四條の二十第一項(同法第六十三條の三の二第三項に於て適用する場合を含む。))の障害児施設医療費の支給」を加え、同條第一号中「第二十一條の九第二項」を「第二十條第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四條の二十第一項(同法第六十三條の三の二第三項に於て適用する場合を含む。))の障害児施設医療費の支給」を加え、同條第二号中「自立支援医療費」の下に「同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基礎該当療養介護医療費」を加える。

(予防接種法施行規則の一部改正)

第五條 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
第九條第三号を次のように改める。
三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設(第九條第五号を削る。)

第六條 施行日から障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の予防接種法施行規則第九條第三号中「障害者支援施設」とあるのは、「障害者支援施設又は同法附則第四十一條第一項若しくは同法附則第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一條第一項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八條第一項に規定する知的障害者援護施設(同法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一條の六に規定する知的障害者更生施設及び同法第二十一條の七に規定する知的障害者援護施設に限る。))とする。

(社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正)  
第七條 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和二十三年厚生省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四條の表二の項中「第四項」の下に「同法第七十條第二項及び第七十一條第二項において準用する場合を含む。」を「第六十二條」の下に「同法第七十二條において準用する場合を含む。」を加え、第二十一條の九の三(一)を「第二十一條の二(同法第二十四條の二十一(同法第六十三條の三の二)第三項において適用する場合を含む。及び」に改める。  
(社会福祉法施行規則の一部改正)

第八條 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一條を第一條の二とし、同條の前に次の一條を加える。

(令第一條第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業)

第一條 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。)第一條第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六條の十第一項第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五條第六項に規定する生活介護、同法第十三項に規定する自立訓練、同法第十四項に規定する就労移行支援又は同法第十五項に規定する就労継続支援(前号に掲げるものを除く。)(以下「生活介護等」と総称する。)に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第五十七号)第三十七條(同法第五十五條及び第七十條及び第八十八條において準用する場合を含む。及び第五十七條第一項並びに第八十九條第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもの)のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの

第二條第一項中「第二十三條第二項第一号」を「第二十四條第二項第一号」に、「第三十六條第二項第二号」を「第三十七條第二項第二号」に改める。

第十六條第六号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとする。

第十六條第七号を削る。

第十六條第五号の次に次の一号を加える。

六 法第二條第三項第四号の二に掲げる事業のうち、相談支援事業

第十六條第八号を次のように改める。

八 法第二條第三項第六号に掲げる事業のうち、知的障害者の更生相談に応ずる事業

第二十條中「社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第三十五條中「第一百十條」を「第一百十二條」に改める。

第三十六條第一項中「第一百十三條第一項」を「第一百五十五條第一項」に改める。

第三十七條(見出しを含む)中「第一百十六條第一項」を「第一百十八條第一項」に改める。

第三十八條中「第二百二十六條第一項」を「第三十八條第一項」に改める。  
(社会福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第九條 施行日から法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)第一條第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、前條の規定による改正後の社会福祉法施行規則(以下この条において「令」という。)

第一條各号に掲げるもののほか、法附則第四十一條第一項、第五十八條第一項又は第四十八條の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第四十一條第一項に規定する身体障害者更生支援施設、法附則第五十八條第一項に規定する知的障害者支援施設又は法附則第四十八條に規定する精神障害者社会復帰施設に併設して行われる次の各号に掲げる事業とする。

一 平成十八年九月三十日において、法附則第八條第一項第六号に規定する障害者デイサービスに係る障害福祉サービス事業を行っている者が引き続き行う生活介護等(令第一條第二号に規定する生活介護等をいう。以下この条において同じ。)に係る障害福祉サービス事業(同号に掲げるものを除く。)

二 平成十八年九月三十日において、法附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十條の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを経営する事業を行っている者が引き続き行う生活介護等に係る障害福祉サービス事業(令第一條第二号に掲げるものを除く。)

三 法附則第四十一條第一項、第五十八條第一項又は第四十八條の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第四十一條第一項に規定する身体障害者更生支援施設、法附則第五十八條第一項に規定する知的障害者支援施設又は法附則第四十八條に規定する精神障害者社会復帰施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令三百二十号)第十六條の規定による改正前の社会福祉法施行令第一條第一号、第二号又は第四号の身体障害者授産施設、知的障害者授産施設又は精神障害者授産施設に限る。)を経営する事業を行っていた者が引き続き行う生活介護等に係る障害福祉サービス事業(令第一條第二号に掲げるものを除く。)

(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正)

第十條 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十八條の三の三(見出しを含む)中「第十二條の八第四項第一号」を「第十二條の八第四項第二号」に改める。

附則第四十八條を次のように改め、第四十九項及び第五十項を削る。

(法第十二條の八第四項第二号の厚生労働大臣が定める施設に関する暫定措置)

48 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十八條の三の三第一号中「特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム及び障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)附則第四十一條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設(同法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十條に規定する身体障害者療護施設に限る。）」とする。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第十一條 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五條の四の見出し中「身体障害者療護施設等」を「障害者支援施設等」に改める。

第五條の五第一号中「第二十一條の九第二項」を「第二十二條第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四條の二十第一項(同法第六十三條の三の二第三項において適用する場合を含む。の障害児施設医療費の支給)を加え、同法第三号中「自立支援医療費」の下に「同法第七十條の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第二十七條の十二第一号中「第二十一條の九第二項」を「第二十二條第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四條の二十第一項(同法第六十三條の三の二第三項において適用する場合を含む。の障害児施設医療費の支給)を加え、同法第三号中「自立支援医療費」の下に「同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第二十七條の十五第一号中「第二十一條の九第二項」を「第二十二條第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四條の二十第一項(同法第六十三條の三の二第三項において適用する場合を含む。の障害児施設医療費の支給)を加え、同項第二号中「自立支援医療費」の下に「同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基準該当療養介護医療費」を加え、同法第二項第一号中「自立支援医療費」の下に「同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第七十一條第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第十二条 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第二十一条の九第七項」を「第二十条第七項」に改める。

第十四条第一項中「第二十一条の九の四第一項」を「第二十一条の三第一項」に改める。

第十五条第一項中「第二十一条の九の五」を「第二十一条の四」に、「第二十一条の九第八項」を「第二十条第八項」に改める。

第十四条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和五十年厚生省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に規定する療養介護を行う病院(療養介護を行う病床に限る。)又は障害者支援施設

第一条第五号を次のように改める。

五 削除

第十四条(見出しを含む。)中「第二十六条の二第一号」を「第二十六条の二第二号」に改める。

第十五条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(第一条第三号中「又は障害者支援施設」とあるのは、「障害者支援施設又は同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生支援施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者支援施設」とする。

(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第二十一条の九第二項」を「第二十条第二項」に改め、「給付」の下に「又は同法第二十四条の二十第一項(同法第六十三条の三の二第二項において適用する場合を含む。)の障害児施設医療費の支給」を加え、同項第二号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正)

第十七条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

第十八条第一項中「第五十条の三」を「第五十条」に改める。

(老人保健法施行規則の一部改正)

第十八条 老人保健法施行規則(昭和五十八年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対する同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療費の支給

第五十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号中「自立支援医療費」の下に「、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 児童福祉法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対する同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療費の支給

第十九条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改正する。

一 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則(第一条各号に掲げるもののほか、法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設(法附則第二十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第三十条に規定する身体障害者療養施設に限る。))の中に設けられた診療所とする。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)

第二十一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「、身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設」を削り、同条第五号中「及び精神障害者社会復帰施設」を削り、同条第九号中「、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤車及び知的障害者福祉ホーム」を削り、同条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。))又は相談支援事業を行う施設

第二十条第一号中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削る。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(第二条第十三号中「福祉ホーム及び」とあるのは「福祉ホーム、同法附則及介護福祉士法施行規則第二十条第一項、第四十八条又は第五十一条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生支援施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設又は同法附則第五十一条に規定する知的障害者授産施設及び」とする。

二十二 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(第二条第四号)に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設において相談援助の業務に従事した者については、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(第二条第十三号)に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

3 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第五号に規定する精神障害者社会復帰施設において相談援助の業務に従事した者については、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

4 施行日前に前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第九号に規定する知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤療養及び知的障害者福祉ホームにおいて相談援助の業務に従事した者については、前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

(老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令の一部改正)  
第二十三条 老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「自立支援医療費」の下に、「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正)  
第二十四条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成四年労働省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三十九号を次のように改める。  
第三十九号 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス

第一条第四十号を次のように改める。  
四十号 障害者自立支援法第五条第二十一項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練

第一条中第四十一号から第四十三号までを削り、第四十四号を第四十一号とし、第四十五号から第四十八号までを三号ずつ繰り上げ、第四十九号から第五十三号までを削り、第五十四号を第四十六号とし、第五十五号から同条第六十号までを八号ずつ繰り上げる。

第二十五条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第一条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護  
二 法附則第五十八号第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者授産施設(法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設及び同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設に限る。)において行われる入浴、排せつ、食事等の介護

(福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部改正)  
第二十六条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則(平成五年厚生省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「身体障害者更生施設」を「障害者支援施設」に改める。  
(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)  
第二十七条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。  
第二条第五号及び第六号を次のように改める。

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)に規定する精神保健福祉センター、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設

六 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。)又は相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム(主として精神障害者(同法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。)に対してサービスを提供する施設に限る。)

(介護保険法施行規則の一部改正)  
第二十八条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。  
第八十三条の二第四号、第八十三条の三第二号及び第九十八条第四号中「自立支援医療費」の下に「同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費」を加える。

第八十三条の二第二号イ中「身体障害者福祉法」の下に(昭和二十四年法律第二百八十三号)を加え、「身体障害者更生支援施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、「補装具製作施設」の下に「及び盲導犬訓練施設」を加え、「及び同法第五十条の二第二項に規定する精神障害者社会復帰施設」及び「第五条第一項に規定する知的障害者授産施設及び同法」を削り、「知的障害者更生相談所」の下に「障害者自立支援法第五十条第十二項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。))を加え、同号ロ中「第五号第六項に規定する共同生活介護を行う事業」を「第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援及び同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)」に改め、同条第三号イ中「身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療養施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設(障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行うものに限る。)、知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設」を「障害者支援施設、障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設」に改め、同号ロ中「規定する居宅介護」の下に「、同条第三項に規定する重度訪問介護」を加える。

(介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
第二十九条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の介護保険法施行規則(以下この条において「新介護保険法施行規則」という。))第一百十三号の二第二号イ中「介護老人保健施設」とあるのは、「介護老人保健施設、障害者自立支援法附則第四十一条第一項、第四十八号又は第五十八号第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生支援施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設又は同法附則第五十八号第一項に規定する知的障害者授産施設」とする。

2 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、新介護保険法施行規則第一百十三号の二第三号イ中「療養病床に係るもの」とあるのは、「療養病床に係るもの、障害者自立支援法附則第四十一条第一項又は第五十八号第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生支援施設(同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療養施設に限る。))又は障害者自立支援法附則第五十八号第一項に規定する知的障害者授産施設(同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設に限る。))とする。





第九章を第五章とする。

附則第二条から第五条までを次のように改める。

第二条から第五条まで 削除

(厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正)

第三十二条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条 削除

第四条を削る。

第四条の二の前の見出し、同条及び第四条の三を削る。

第四条の四各号列記以外の部分中「児童デイサービス又は障害者デイサービスが」「生活介護(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十六条に規定する生活介護をいう。以下同じ。若しくは自立訓練(同条第十三項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。又は児童デイサービス(同条第七項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。が)」「児童デイサービス又は障害者デイサービスを」「生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービスを」に、「障害児、身体障害者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第四条に規定する身体障害者)」「障害者(同法第四条第一項に規定する障害者)」「知的障害者」を「障害児(同条第二項に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。」「児童デイサービス又は障害者デイサービス」とを、「生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービス」とに、「基準該当児童デイサービス事業所又は基準該当障害者デイサービス事業所」を「基準該当生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第九十四条に規定する基準該当生活介護の事業を行う事業所をいう。若しくは基準該当自立訓練事業所(同令第百六十三条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)又は同令第百七十二條に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う事業所をいう。又は基準該当児童デイサービス事業所(同令第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。))」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(同令第三章第五節第五款(同令第九十五条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。及び第三章第五節第五款(同令第九十五条第二項から第六項まで)を「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(同令第四章第五節(同令第九十五条を除く。))及び第九章第五節(同令第百六十四条を除く。))及び第十章第五節(同令第百七十三条を除く。))並びに第五章第五節(同令第百十一条(同令第百一条第二項から第五項まで)に改め、同条第一号、第二号及び第四号中「児童デイサービス又は障害者デイサービス」を「生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービス」に、「障害児、身体障害者又は知的障害者」を「障害者又は障害児」に改め、同条第五号中「児童デイサービス又は障害者デイサービス」を「生活介護若しくは自立訓練又は児童デイサービス」に、「障害児、身体障害者又は知的障害者」を「障害者又は障害児」に、「知的障害児施設、指定障害者デイサービス事業所を指定生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練事業所(同令第百五十六条第一項又は第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、知的障害児施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条に規定する知的障害児施設をいう。))」に改め、同条を第四号とし、同条に見出しとして「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の特例」を付する。

別表第三の三の項中「サテライト型障害者施設設置事業」を「削除」に改め、「第三条」を削り、同表の四の項中「入居定員を三人以上七人以下とする指定知的障害者生活援助事業」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」に改める。

(厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 法附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設若しくは同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設(これらの施設のうち、通所による支援のみを行うものを除く。以下この条において「施設本体」と総称する)の設置者が当該施設本体の入所者を支援するために設ける施設であつて当該施設本体と一体的に運営するものについては、施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前日までの間は、当該施設(以下この条において「経過型サテライト型施設」という)は、施設本体と一体のものとして取り扱うことができる。この場合において、当該施設本体及び経過型サテライト型施設の設備及び人員の配置については、第三十一条の規定による改正前の身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準並びに第一号の規定による廃止前の知的障害者授産施設等の設備及び運営に関する基準、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準及び指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準のほか、前条の規定による改正前の厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第三条第一号各号及び同条第二項に規定する基準によるものとする。

(独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第三十四条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十六年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五号第三号中「第七号」を「第七号第一項」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設

附則第五号第五号中並びに同法第五十条の二第二項に規定する精神障害者社会復帰施設のうち、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者地域生活支援センター)を削り、同号の次に次の一号を加える。

五の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行うものに限る。)を行う施設

附則第五号第七号を次のように改める。

七 障害者自立支援法第五条第二十一項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十二項に規定する福祉ホーム

附則第五号第十号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとする。

(独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 施行日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前日までの間は、前条の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令附則第五号第四号中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設及び障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生施設(同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第二十九条に規定する身体障害者更生施設及び同法第三十条に規定する身体障

害者療護施設に限る。」と、附則第五条第五号の二中「行う施設」とあるのは「行う施設並びに障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（同法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設及び同条第三項に規定する精神障害者授産施設に限る。）及び障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する知的障害者授産施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十三年法律第七十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設に限る。）」と、附則第五号第七号中「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム並びに障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（同法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホーム（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）附則第八条の二の厚生労働大臣が定めるものを除く。）に限る。）」と規定する。

第三十六条 次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令の一部改正（平成十七年厚生労働省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附則

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

〇厚生労働省令第七十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第九項、第三十二条第七項及び第三十四条第三項の規定に基づき、介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一条 この省令において「介護給付費等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）以下「法」という。）に規定する介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費及び特定障害者特別給付費をいう。

第二条 この省令において「審査支払機関」とは、市町村（特別区を含む。法第二十九条第八項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び法第三十二条第六項の規定により支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する場合にあっては、当該連合会とする。）をいう。

第三条 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、介護給付費等の請求をしようとする指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等）をいう。以下同じ。）又は指定相談支援事業者（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第四条 介護給付費及び訓練等給付費の請求

第二条 指定障害福祉サービス事業者（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）は、介護給付費又は訓練等給付費を請求しようとするときは、指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。）は、介護給付費又は訓練等給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

第三条 指定相談支援事業者は、サービス利用計画作成費を請求しようとするときは、指定相談支援（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。）の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）に、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

第四条 指定障害者特別給付費の請求

第四条 指定障害者支援施設等は、特定障害者特別給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

第五条 介護給付費等の請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

第六条 電子情報処理組織の使用による介護給付費等の請求は、審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に審査支払機関に到達したものとみなす。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 指定障害福祉サービス事業者等であって、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条及び第四条の規定にかかわらず、介護給付費・訓練等給付費等請求書に介護給付費・訓練等給付費等明細書を添えて、これを市町村（特別区を含む。第三項及び第四項において同じ。）に提出することにより、介護給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費を請求することができる。

第三条 前項の場合において、介護給付費・訓練等給付費等明細書には、提供した指定障害福祉サービスの内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

第四条 指定相談支援事業者であって、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、サービス利用計画作成費請求書を市町村に提出することにより、サービス利用計画作成費を請求することができる。

第五条 第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者等又は第三項に規定する指定相談支援事業者は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、介護給付費・訓練等給付費等請求書、サービス利用計画作成費請求書又は介護給付費・訓練等給付費等明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもの（次項において「磁気ディスク等」という。）のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費又は特定障害者特別給付費を請求することができる。

第六条 磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を第一項の介護給付費・訓練等給付費等明細書とみなして、第二条の規定を適用する。

第七条 この省令の施行の日から平成十九年九月三十日までの間は、第一項中「市町村（特別区を含む。）」とあるのは、「市町村（特別区を含む。法附則第十二条で読み替えられた連合会その他當利を目的としない法人であって厚生労働省令に定めるものに支払に関する事務を委託する場合にあっては、当該連合会又は当該法人とする。）」とする。

第八条 介護給付費・訓練等給付費等請求書の様式は、様式第一のとおりとする。

第九条 前条第一項の介護給付費・訓練等給付費等明細書の様式は、様式第二及び様式第三のとおりとする。

第十条 前条第三項のサービス利用計画作成費請求書の様式は、様式第四のとおりとする。

（サービスマン利用計画作成費の請求）

第三条 指定相談支援事業者は、サービス利用計画作成費を請求しようとするときは、指定相談支援（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。）の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）に、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

（特定障害者特別給付費の請求）

第四条 指定障害者支援施設等は、特定障害者特別給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

（介護給付費等の請求）

第五条 介護給付費等の請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

第六条 電子情報処理組織の使用による介護給付費等の請求は、審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に審査支払機関に到達したものとみなす。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 指定障害福祉サービス事業者等であって、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条及び第四条の規定にかかわらず、介護給付費・訓練等給付費等請求書に介護給付費・訓練等給付費等明細書を添えて、これを市町村（特別区を含む。第三項及び第四項において同じ。）に提出することにより、介護給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費を請求することができる。

第三条 前項の場合において、介護給付費・訓練等給付費等明細書には、提供した指定障害福祉サービスの内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

第四条 指定相談支援事業者であって、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、サービス利用計画作成費請求書を市町村に提出することにより、サービス利用計画作成費を請求することができる。

第五条 第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者等又は第三項に規定する指定相談支援事業者は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、介護給付費・訓練等給付費等請求書、サービス利用計画作成費請求書又は介護給付費・訓練等給付費等明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもの（次項において「磁気ディスク等」という。）のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費又は特定障害者特別給付費を請求することができる。

第六条 磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を第一項の介護給付費・訓練等給付費等明細書とみなして、第二条の規定を適用する。

第七条 この省令の施行の日から平成十九年九月三十日までの間は、第一項中「市町村（特別区を含む。）」とあるのは、「市町村（特別区を含む。法附則第十二条で読み替えられた連合会その他當利を目的としない法人であって厚生労働省令に定めるものに支払に関する事務を委託する場合にあっては、当該連合会又は当該法人とする。）」とする。

第八条 介護給付費・訓練等給付費等請求書の様式は、様式第一のとおりとする。

第九条 前条第一項の介護給付費・訓練等給付費等明細書の様式は、様式第二及び様式第三のとおりとする。

第十条 前条第三項のサービス利用計画作成費請求書の様式は、様式第四のとおりとする。